

告示

埼玉県告示第五百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年七月十八日認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

吉見領土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町